

公募型企画競争公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

2019年8月13日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構
旭川医療センター院長 西村 英夫

1 競争に付する事項

(1) 件名

旭川医療センター外来管理診療棟等建替 第2期移転業務委託一式

(2) 委託業務の概要

旭川医療センター外来管理診療棟等建替の第2期工事完成による外来診療部門および管理部門等の移転に伴い、必要となる什器備品、医療機器、文書、書籍類等の移転業務を行う。また、新外来管理診療棟への移転後、不要廃棄となる物品の集積等業務も行う。

(3) 契約期間

契約締結日から2020年1月31日まで

(4) 選定方法

委託事業者の選定は、競争に参加する必要資格を満たす者から提出のあった企画提案書及びプレゼンテーションによる評価と、見積価格（予定価格の範囲内に限る。）の評価とを総合した評価（総合評価方式）により交渉権者を決定する。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。（(3)の再認定を受けた者を除く。）

(5) 競争参加資格確認申請期限から見積書提出期限までの期間に、独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 法人等を設立して5年以上経過しており、病院の移転業務の受託を開始して5年以上経過していること。
- (8) 300床以上の病院の移転業務を受託し、過去5年間（平成26年度～30年度）に完了した実績を有すること。
- (9) 本業務を統括する主任担当者として配置する者は、同種業務について5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間（平成26年度～30年度）に300床以上の病院の移転において、各診療関係部門及び医療機器移転工程等の調整、その他関係する調整業務を主担当として行った実績があること。

3 提出書類の提出場所等

- (1) 提出書類の提出場所、契約条項を示す場所、競争説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒070-8644 北海道旭川市花咲町7丁目4048番地
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター企画課長 佐藤
電話 0166-51-3161
- (2) 競争説明書等の交付日時
公示日から2019年9月10日（火）まで（土・日・祝を除く）の9時00分から17時00分までの間交付する。
- (3) 提出書類の提出部数
企画提案書は正1部・副本6部、見積書は1部（通）提出すること。
他の書類は、競争説明書による。
- (4) 提出書類の提出期限
2019年9月10日（火） 17時00分
- (5) 質疑の受付
競争説明書及び業務委託仕様書に関する質疑は、2019年9月2日（月）の17時00分まで受け付け、回答は9月6日（金）の17時00分までに行う。
- (6) 提出書類の提出方法
持参又は郵送。（書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）
なお、見積書は厳封のうえ、封皮に「第2期移転業務委託にかかる見積書在中」と朱書きすること。
- (7) 企画提案書内容のプレゼンテーションの実施
2019年9月11日（水）予定【日時は参加者に別途連絡する】
旭川医療センター 会議室

(8) 見積書の開封日時及び場所
2019年9月12日(木) 11時00分
旭川医療センター 会議室

(9) その他
提出書類は返却しない。

4 その他必要な事項

(1) 競争及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金等
免除

(3) 参加者に要求される事項
この競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務を履行できることを証明する書類として、競争説明書に定める提出書類を指定する期日までに提出しなければならない。
また、参加者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 競争参加の無効
本公告に示した競争参加資格の無い者及び競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した書類は無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 契約相手方の決定方法
契約細則第21条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内である見積書を提出した参加者の中から、競争説明書で定める総合評価をもって交渉権者を決定する。その者が複数の場合は、総合評価をもって得られた値が最も高い事業者から交渉順位を付するものとし、第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉し、契約価格を決定する。
ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする。

(8) 提出する見積書には見積内訳(任意様式)を添付すること。

(9) 詳細は競争説明書及び委託仕様書による。